

呉市教育委員会会議録
(平成28年8月23日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成28年8月23日定例会

- 1 開催日時 平成28年8月23日(火) 15:00開会
16:05閉会
- 2 開催場所 407・408室(呉市つばき会館4階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 水野良行
委員 船尾慎
委員 香川治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸
教育部副部長 細川司
教育部参事補 上垣内信治
教育総務課長 清水和彦
学校施設課長 沖本正樹
学校教育課長 多幾山晃年
学校安全課長 小川聡
呉高等学校事務長 荒木重雄
文化振興課長 神垣進
中央図書館長 田中宏典
教育総務課課長補佐 追原重臣
- 5 説明員 高橋伸治(学校教育課課長補佐), 安部ほずみ(学校教育課主査), 川原亜弥(学校教育課主任指導主事), 木村智子, 田村峽平(学校教育課指導主事)
- 6 傍聴者 16人

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第29号 請願書について
- (4) 教議第30号 平成29年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について
- (5) 報告第29号 寄附受納について
- (6) 教議第31号 「教育委員会事務点検・評価報告書（平成27年度事務事業対象）」について

(15:00)

教 育 長 これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ござ
いませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、香川委員・森尾委員をお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」をお願いします。

追原課長補佐 (平成28年7月29日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第6については、議会に諮る案件のため、非
公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第29号 請願書について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第29号「請願書について」を議題とします。

本件については、まず、請願事項の1にあります平成28年2月23日及び3月18
日付けで教育委員会に出されております公開質問状、並びに請願事項の2に対
する回答案を事務局に作成させましたので、それについての説明、質疑を行っ
ていただき、委員の皆さんの御意見を伺いながら回答案を決定して参りたいと
思います。

次に、請願事項の3、「請願者に教育委員会会議で説明する機会を設けるこ
と」についてでございますが、呉市教育委員会会議規則には請願者の説明につ
いての規定がないことから、会議規則第24条の「この規則で定めるもののほか、
会議の運営について必要なことは、教育長が会議に諮って定める」との規定が
ございます。この規定により、教育委員の皆さんの御意見をお伺いして決定し
たいと思います。

それでは、請願事項1、2に対する回答案の説明を求めます。

多幾山課長 それでは、教議第29号「請願書について」御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

このことにつきましては、5月の臨時教育委員会会議において御報告させてい
ただいた「教科書ネット・呉」から「中学校教科用図書（社会科歴史的分野・
公民的分野）採択についての『公開質問状』への回答を求める請願書」につい
て、その請願事項への回答案について御説明し、その後、協議を願うものでご
ざいます。

まず、請願事項の1「公開質問状に文書で回答すること。」についてござ
います。当該団体から平成28年2月23日及び3月18日に提出された公開質問状
の回答案について御説明いたします。

(1)平成28年2月23日に提出のあった「公開質問状」の質問に対する回答

案を御覧ください。それぞれの質問に次のように回答を考えております。

質問1に対する回答でございますが、最初に教科用図書の採択の流れを説明しています。これは、教育委員の皆様は既に御承知のことですので、説明は省略させていただきます。

2ページを御覧ください。各教科用図書の視点ごとの(◎○◇△)の評価について具体的に説明すると、総合所見の原案を作成する上記③、上にあります表の③の所にあります、報告を受けた段階で、調査・研究委員会から提出された調査・研究報告書を基に、選定委員会委員である各教科の部会代表校長と指導主事が協議し、各発行者の教科用図書について特徴を記載した上で、評価案(◎○◇△)を選定委員会で審議するための資料(総合所見の原案)に記載しました。

この評価案は、調査・研究報告書を基に記載した各発行者の教科用図書の特徴を比較するなどし、表記したものです。

最終的な評価(◎○◇△)は、その後、選定委員会で総合所見の原案に示された特徴を踏まえるなどして、評価案について審議した上で、選定委員会の総合所見の評価として決定しました。

次に、質問2に対する回答でございます。

呉市教科用図書の採択に関する規程第9条第2項は、「調査・研究委員会の委員は、校長、教頭及び教諭の中から、教育委員会が任命する。ただし、選定委員会の委員と重複することはできない。」と規定しており、広島県教育委員会の定める採択基本方針(「平成28年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」のことを言います。)その方針に即し、調査・研究委員会委員が選定する委員会委員と重複することを禁じています。

しかし、一方で、呉市教科用図書の採択に関する規程第9条第3項は、「委員は、教育長が別に定める教科用図書の発行種目に応じた部会に所属し、部会ごとに代表者を定める。この場合において、指導主事は、部会の指導、助言を行うものとする。」と規定しており、指導主事は、その有している教科の専門性を発揮した調査・研究委員の相談に応じた指導・助言などを行うために、調査・研究委員会に参加する旨を規定しています。

委員を重複することと、委員に指導、助言を行うことは同義ではありませんので、呉市の取扱いは、同条第2項及び広島県教育委員会の定める採択基本方針に反するものではありません。

また、選定委員会委員である指導主事のした報告については、先程の上記③の調査・研究委員会の調査・研究報告書をもとに選定委員である指導主事が部会代表の校長と選定委員会の審議のために作成した資料について報告しているのであって、そのことによって、既に別に提出されている調査・研究報告書の内容がゆがめられるわけではなく、指導主事が報告することにより独自性が損なわれたとは言えません。

これらのことから、調査・研究委員会の公平性が失われるといったことはありません。

次に、質問3に対する回答でございます。

公民的分野視点⑧では、調査・研究の際、教科用図書の中で、「補充的・発展

的な教材」として、特設ページやコラムで扱われている補充的・発展的と判断される教材をリストアップしました。

「補充的・発展的な教材」とは、生徒の考えを深めたり、学習したことを活用して発展的な活動を行ったりするなど、生徒の理解を深めるための教材と捉えています。従って、県教委がカウントしている「発展的な学習」よりも、呉市がカウントする「補充的・発展的な教材」の方が対象範囲が広がります。

呉市が「特設ページ」や「コラム」を対象にリストアップしたのに対し、県教委の選定資料では特設ページからだけリストアップしているため、呉市とカウント結果は違ってきます。呉市が調査対象としたコラムについては、育鵬社だけを取り上げたのではなく、全ての教科書を同様に調査しました。

結果として、育鵬社がコラムにおいて「補充的・発展的な教材」を多く扱っていたものです。

次に、質問4に対する回答でございます。

歴史的分野視点②「近代の日本と世界」で扱われている人物名にパソコン作業でのコピー・ペーストミスによる記載漏れ、誤記載等があったことは確かです。

採択に係る公正を期すため再調査を実施した上で、改訂資料に基づく再評価をしましたが、採択結果に影響なしという結論が教育委員会会議で出されています。

当該ミスが生じたことは課題として捉えていますが、これにより教科書採択自体が無効となるものではありません。

次に質問5に対する回答でございます。

「誤記等」については、調査・研究報告書及び総合所見を作成していく中で生じたものであり、チェックできていなかった事は課題であると捉えています。

課題については、「呉市教科用図書採択関係資料の誤記等に関する状況と改善策について」をまとめ、対応を進めています。

なお、再調査後の改訂資料で審議した結果においても、採択結果に影響がないと判断しており、選定委員会や教育委員会の会議手続も公正を欠くものではないことから、教科書採択は無効なものではありません。

次に質問6に対する回答でございます。

「サン・キュロット」をリストアップし記述したのは、勘違いによる抽出ミスでした。

次に質問7に対する回答でございます。

回答4、5の通り、人物名については、調査・研究報告書及び総合所見を作成していく中で、パソコン作業での「コピー・ペーストによるミス」により生じたものです。作業上の偶発的なミスであり、指導・助言によるものではありません。

なお、指導主事の指導・助言の内容については、記録が存在していないこともあり、明示することができません。

次に質問8に対する回答でございます。

「データの流用」が何を指しているのかは明確ではありませんが、作業上のミスによるもので、「データの流用」などという意図的なものではありません。

調査・研究については、3回開催された調査・研究委員会を中心に（調査期間としては、5月19日から6月30日まで）実施しており、綿密に調査・研究に取り組んだものです。

次に、質問9に対する回答でございます。

「呉市教科用図書採択関係資料の誤記等に関する状況と改善策について」としてまとめ、議会にも報告し、広く市民にも広報しました。今後、改善策を進めていきます。

次に、質問10に対する回答でございます。

平成28年3月3日の臨時教育委員会会議で「採択の結果に影響なし」との判断をしており、その必要はないと考えています。

平成28年2月23日に提出のあった公開質問状に対する回答案についての説明は以上でございます。

続きまして、（2）平成28年3月18日に提出のあった公開質問状に対する回答案について御説明いたします。5ページを御覧ください。

まず、質問1については、開催しています。

開催通知については、平成28年2月22日付け呉教学（指）第1264号で調査・研究委員に、平成28年2月23日付け呉教学（指）第1268号で選定委員に送付しています。

調査・研究委員会は、平成28年2月26日（金）15時30分から、呉市役所7階755～758会議室で開催しました。全体会で本委員会の趣旨を説明し、その後、歴史的分野、公民的分野に分かれて、再調査した内容を説明し、誤記等のあった箇所とその修正案について確認しました。それをまとめたものが「【改訂版】調査・研究報告書」です。

また、選定委員会は、平成28年3月1日（火）14時から、呉市役所7階753・754会議室で開催しました。本委員会の趣旨を説明した後、再調査した内容を説明し「【改訂版】調査研究報告書」をもとに作成された「【改訂版】総合所見（案）」を審議しました。その記録は会議録に記述しています。

また、上記の各会議の開催の事実については、委員の出張に係る旅行命令簿と復命書によっても確認できます。

次に、質問2については、無効ではありません。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条には、「義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。」と定められており、これに従って委員の委嘱期間を定めていたものです。しかし、これをもって、教科書採択後に、検証のための再調査を依頼することまでを禁じるものではありません。平成28年2月26日（金）に開催した調査・研究委員会及び平成28年3月1日（火）に開催した選定委員会は、再採択を行うための会議ではなく、あくまでも、総合所見に誤記等が見つかったことに関して、採択への影響の有無についての検証を行うための会議でした。

これらについては、「呉市教科用図書の採択に関する規程」の第14条「この規程に定めるもののほか、採択について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。」に基づいて、教育長が再調査を依頼したものです。

次に、質問3に対する回答でございます。

上記質問2でも回答しましたが、当該調査・研究委員会は、総合所見に誤記等が見つかった件に関して、どこにどのようなミスがあったのか教育委員会事務局で調査し、その調査した結果を一つ一つ調査・研究委員と確認し、「【改訂版】調査・研究報告書」を完成させたものです。また、選定委員会では、教育委員会事務局でのミスの状況と経緯を説明し、選定委員である指導主事と部会代表校長が作成した「【改訂版】総合所見」をもとに、採択への影響がなかったかどうかの検証を行いました。

従って、臨時教育委員会会議においても、調査に関わった事務局が経過を説明し、教育委員からの質問に答えたものです。そのことによって調査の内容がゆがめられるものではありません。

次に、質問4に対する回答でございます。

呉市の「採択のための調査・研究要項」は、広島県教育委員会の定める採択基本方針（「平成28年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針」のことを言います。）、その方針や、「呉市教科用図書採択に関する規程」に即して作成しています。また、指導主事は、有している教科の専門性を発揮して、あくまでも調査・研究委員の相談に応じた指導・助言等を行うために、調査・研究委員会に参加したものです。調査・研究委員が選定委員会の決定に関与する選定委員会委員と重複することとは全く意義が異なるものであり、平成28年度使用教科用図書（中学校）採択のための調査・研究要項は、広島県教育委員会の定める採択基本方針や呉市教科用図書の採択に関する規程に反するものではありません。

次に、質問5に対する回答でございます。まず（1）についてでございます。

ア 育鵬社の教科用図書について、公民的分野視点⑧で、補充的・発展的な教材として機械的に取り上げたタイトル（教科書の特設ページ、コラム等の名前）は、「理解を深めよう」「考えよう」「やってみよう」の三つであり、そのうち二つを例として説明したものです。間違えて報告したものではありません。

イ 「公正さを担保するため指導・助言する」との発言は、調査・研究の段階で、指導主事が調査・研究委員に選定委員会の示した視点や方法を正確に伝えたり、調査・研究を行う中で、「作業的・体験的な学習の事例はどのような学習活動を取り上げたらよいか」というような調査・研究委員からの相談に応じて指導・助言等を行ったりしているということです。

ウ 補充的・発展的な教材の数については、生徒の実態に応じて選択できるよう、十分な数が準備されているかどうかの特徴を見ました。当初から教材数が23である清水についても「十分」と判断しており、したがって、改訂版で数が減少し「24」となった育鵬社についても、教材の数が十分にあるという判断は変わりませんでした。

また、歴史的分野の視点⑧では、古代から現代までの六つの大項目（時代区分）に区分していますが、補充的・発展的な教材の数の最小は8で（学び舎）でした。

一方、公民的分野視点⑧では、四つの大項目に区分していますが、補充的・発

展的な教材の数の最小は13で（教出，帝国（いずれも「【改訂版】総合所見」））が該当し，一つの大項目当たりの教材数は歴史的分野視点⑧よりも多くなります。このことに鑑みてそれぞれバランスの評価をしたものであって，歴史的分野視点⑧では，「大項目に一つしか教材がないというのは，バランスが良いとは言えない」と判断したものです。

歴史的分野及び公民的分野の両分野において，「補充的・発展的な教材」の特徴等については，同じような考え方で調査・研究をしましたが，教材の数や分類する項目（区分）の数が違うことなどから，バランスについての判断は，分野によって差異が生じるということです。

エ 呉市では，「補充的・発展的な学習」を「生徒の考えを深めたり，学習したことを活用したりして発展的な活動を行うなど，生徒の理解を深めることができるような学習」と捉えており，「補充的な学習」と「発展的な学習」を分けてカウントすることはしていません。

公民的分野視点⑧では，調査・研究の際，教科用図書の中で，特設ページと呼ぶ（本文での学習をさらに詳しく説明したり，関連する内容を取り上げたりした本文以外のページ）やコラムと呼ぶ（本文と関連する出来事などを紹介したり，補足説明したりするコーナー）で扱われている教材を，補充的・発展的な教材としてリストアップしました。一方，県教委選定資料では「発展的な学習の事例数と事例」として特設ページからだけリストアップしています。

育鵬社については，「理解を深めよう」という名前の特設ページとコラムがあり，呉市ではこれらを全て「補充的・発展的な学習」としてリストアップしていました。しかし，再調査の結果，「理解を深めよう」のコラムの中には，「調べてみよう」など「補充的・発展的な学習」につながるような呼びかけのないものもあることが分かりました。それらを削除した結果，育鵬社の補充的・発展的な教材は49から24になりました。同様に，全ての教科書を調査・研究した結果，東書28から32，教出12から13，帝国12から13，日文30から31の補充的・発展的な教材としてコラムの数が増えました。

しかし，これら4社については，大項目中に一つしかなかった教材が複数に増えることはなかったため，バランスについての判断が変わることはありませんでした。

次に，質問5の（2）に対する回答でございます。

呉市の設定した観点・視点，方法によって調査・研究した結果であり，再度調査しても，清水の事例数は21でした。

県の選定資料にあって，呉市の資料にない二つの事例の内，「地域活性化の取組調べ」は，呉市では，「作業的・体験的な学習」としてではなく，視点⑧の「補充的・発展的な教材」として取り上げています。また，「ユニセフやユネスコ」については，教科書では「ユニセフやユネスコの活動，南北問題にとりくむNGOのホームページなどから，南北問題の現状と具体的な解決策について調べてみよう」とあり，呉市の資料では「南北問題の調査」という文言で記述しています。

また，公民的分野視点⑥については，「作業的・体験的な学習の事例」として，「調べる」「まとめる」「つくる」など，生徒が実際に作業や体験をする

ような学習活動を調査しました。育鵬社については、20の事例をリストアップしましたが、そのうち、九つは県の選定資料では取り上げられていません。しかし、それは取り上げる見方の違いであると考えます。他の発行者についても同じ見方で調査・研究をしましたが、上述したような「調べる」「まとめる」「つくる」などのキーワードがある教材は当初の調査・研究報告にリストアップしたもの以外にはなかったということであり、育鵬社を水増ししたものではありません。

次に、質問5（3）に対する回答でございます。

公民的分野視点②では、学習指導要領（「中学校学習指導要領解説社会編」のことを言います。）その要領を踏まえ、「公民としての基礎的教養を培う」ため、「現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を養う」ことや「これからの社会においては、人類の立場から、また、持続可能な社会の形成という観点から、諸課題について考える」ことが大切になってくるため、調査・研究の方法として、「現代社会をとらえる見方や考え方を理解させるための工夫」と「地域貢献、持続可能な社会の実現に関するコラム等の数と具体例」を選定委員会が設定しました。

また、コラムや側注も授業で扱う大切な部分であり、育鵬社に対して、呉市が、意図的に有利な方法を増やしたということではありません。

調査・研究の結果、現代社会をとらえる見方や考え方を理解させるための工夫では、東書、育鵬社に「対立と合意」「効率と公正」への理解を促すためのページが設けられていたり、側注にマークを加えて説明したり、終わりにまとめの問題を設定する工夫があるという特徴がありました。

また、地域貢献、持続可能な社会の実現に関するコラム等の数と具体例では、東書、教出、帝国、日文、育鵬社に地域貢献や持続可能な社会の実現に向けた社会参画のあり方を学ぶことができるコラム等が十分に準備されているという特徴がありました。

文章表記の部分は、各方法についての特徴をまとめて記述したものです。

次に、質問5（4）に対する回答でございます。

公民的分野視点③では、学習指導要領を踏まえ、「国際社会で主体的に生きていくための基礎となる知識・技能を身に付けさせる」ため、「領土や国旗及び国歌の学習において、国家間相互の主権の尊重と協力が大切であることを理解させること」や「我が国が行っている世界の平和と人類の福祉に貢献している様々な国際貢献について考えさせる」ことが大切になってくるため、調査・研究の方法として、「国旗・国歌、主権、領土に関する記載」と「文化交流、国際貢献に関するコラム等の数と具体例」を選定委員会で設定しました。主権を新たに付け加えたものではありません。調査・研究委員会は、学習内容である「国旗・国歌」「主権・領土」、授業で扱うコラム（側注を含む）の数、それに基づく工夫について特徴を調査したものです。

また、学習指導要領には「法によって基本的人権が保障されるという考え方を理解させることをより明確にした。」とあります。拉致問題は、人権をめぐる国際的な問題です。

国においても、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処

に関する法律」第4条の規程により、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を定め、各種の啓発事業を実施するなど、拉致問題に対する国民世論の理解を深めるための取組を推進するとともに、児童生徒等が拉致問題に対して理解と関心を深めるように」と通知しています。

これらのことを踏まえて、調査・研究委員会では、「主権や領土等に関する記載」の一つとして「拉致問題」が重要であると捉えて調査・研究を行ったもので、育鵬社を高得点にするために取り上げたものではありません。

調査・研究の結果、国旗・国歌に関する記載では、国旗、国歌に係る国際的な儀礼について説明があるか、また、その儀礼が豊富に準備されて効果的に学習できるかどうかについて特徴を記載しました。拉致問題の記載では、拉致問題をコラム等でしっかりと説明し、理解しやすいという特徴を記載しました。

「文化交流」「国際貢献」に関するコラム等の数と具体例では、それぞれに複数コラム等があるか、さらにその合計数について記述しました。文章表記については、その特徴をまとめて記述したものです。

次に、質問6に対する回答でございます。

誤りがあったと指摘されている14名は、教科書で扱われている人物をリストアップする部分です。

その時代に生存した人で、本文や脚注等の説明で取り扱われている人物をリストアップしています。教科書に載っている人物を資料に全てリストアップしているわけではなく、例えば、年表の中に名前があるだけの人物は、リストアップしていません。これは誤りではなく、リストアップする対象の見方の違いであると考えます。

しかしながら、自由社の「近衛文麿」は取り上げるべきであったと捉えています。

次に、質問7に対する回答でございます。

「総合所見」の各視点の評価については、調査・研究委員会から提出された調査・研究報告書を基に、選定委員である、部会代表の校長と指導主事が協議し、各発行者の教科用図書について総合所見の原案として特徴を記載した上で、評価案を表記しました。評価案については、調査・研究報告書を基に記載した教科用図書の特徴を比較するなどし、表記しました。その後、選定委員会で総合所見の原案に示された特徴を踏まえるなどして評価案について審議し、総合所見の評価として決定しました。そのため、総合所見の原案に教科用図書の特徴を記述することそのものが評価の判断の根拠であり、総合所見（原案を含む。）と選定委員会の会議録以外に記録を取ることはしていません。

平成28年3月18日に提出のあった公開質問状に対する回答案についての説明は以上でございます。

次に請願事項の2に対する回答案でございます。

公民的分野視点⑧では、教科用図書の調査・研究の観点「内容の構成・配列・分量」に基づき、補充的・発展的な教材の内容の記述の状況の視点で、補充的・発展的な教材の数と具体例及び大項目ごとのバランスについて調べていきました。

補充的・発展的な教材の数については、再調査後、発行者によっては数の増

減があり、御指摘のあった東京書籍は32に増加し、育鵬社は24に減少しました。

しかし、当初から教材数が23である清水を「どの大項目にも補足的・発展的な教材が十分掲載されている」と判断しており、改訂版においても、これらの2社の「どの大項目にも補足的・発展的な教材が十分掲載されている」という特徴を変更するまでの影響はありませんでした。

バランスの面については、学習内容で区分してある大項目ごとに扱われている具体例に偏りが無いかを見ています。これは、学習を進める上で生徒の実態に応じて選択できる教材が準備されているかどうかを見るためです。東書では、大項目の一つである「現代社会」において、教材が一つしか取り上げられていないことから、「バランスがよくない」という判断がされました。同様に、教出では「国際社会」において、また清水と帝国では「現代社会」において教材が一つしか取り上げられていないので、東書と同様、「バランスがよくない」という判断がされました。これは、再調査後も変わっていません。

再調査の結果を受けても、公民的分野視点⑧において、教材の数が十分で、かつ、バランス良く配置されている特徴を有しているのは、日文、育鵬社の2社であることに変わりはありませんでした。

以上の理由から、選定委員会委員である各教科の部会代表校長と指導主事が、再調査の結果を受けても特徴を変更する必要はなく、また、これを踏まえての評価を変更する必要もないと判断し、◎等の記号による従来どおりの再評価案を再調査後の総合所見に記載しました。

上述のとおり、再調査後の総合所見に教科用図書の特徴を記述することそのものが評価の根拠であり、これ以外に評価基準は存在していません。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいま事務局から説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

水 野 委 員 2月23日付けの公開質問状の質問1についてですが、◎○◇△の評価については、回答にありますように、調査・研究委員会の報告を受けて選定委員会で審議し作成された採択資料であり総合所見に記載されたものであるというふうに、私達教育委員は理解しているのですが、それで良いのでしょうか。

多 幾 山 課 長 そのとおりでございます。調査・研究委員会から提出されました調査・研究報告書を基に選定委員会委員である各教科の部会代表校長と指導主事が協議して各教科用図書の特徴を記載した上で、評価◎○◇△、これらを選定委員会で審議するための資料、総合所見の原案ですが、それに記載いたしました。最終的な評価◎○◇△はその後、選定委員会で総合所見の原案に示された特徴を踏まえまして、この評価案について審議した上で選定委員会の総合所見の評価として決定したものでございます。以上でございます。

水 野 委 員 ありがとうございます。わかりました。

教 育 長 そのほか御質問ございますか。

森 尾 委 員 これは私の意見として聞いていただければと思うのですが、質問4に対して歴史的な分野視点②につきましては、7月の定例教育委員会会議、3月の臨時教育委員会両会議におきましても話題となっております。どちらの会議におきましても詳細な説明も受けております。

2月23日付けの公開質問状の中でも、やはり視点②につきましては、かなり詳細に再度触れておられました。評価自体につきましては、幸いにも影響なしとのことでしたが、しかしこれからは、このようなことのないように確実な調査そして研究の重要性を、今一度、再確認をお願いすると同時に今回のことを今後の糧としていただいて、しっかり胸に刻んでいただいて努力されることをお願いしたいと思います。

教 育 長 ありがとうございます。そのほかに御質問・御意見等はございませんか。

香 川 委 員 3月18日付けの公開質問状の質問1についてですが、私達、教育委員は、毎回選定委員会を傍聴させていただきました。それで3月1日にも私達は選定委員会を傍聴させていただきました。確かに3月1日に選定委員会は開催されております。質問2にある8月31日までに採択をしなければならないというのは、確かにそのとおりですが、今回、あってはならないことですがこういった採択資料にミスがあったため、改めてまた調査・研究委員の先生方にお集まりいただいて、中身を確認していただき、それから調査・研究委員から出た物を、選定委員会で評価に影響があったかどうかという検証をしていただくために開かれた選定委員会は、あって当然のことではないかと思えます。このように理解しておりますが、これでよろしいでしょうか。

多 幾 山 課 長 先ほどの回答にもございますように「義務教育諸学校の教育図書の無償措置に関する法律施行令第14条」に従いまして、委員の委嘱期間を8月31日までとしておりました。

しかし、今回、採択資料に誤記等が見つかりまして、再度の調査やその確認、さらには評価に影響がなかったかという検証をしていただく必要が生じました。

このことは、あくまでも採択のやり直しではなく、教科書採択後の検証をしていただくというものでございます。先ほど申しましたように「義務教育諸学校の教育図書の無償措置に関する法律施行令第14条」は検証のための再調査を依頼することまでを禁じるものではありません。また、「呉市教科用図書の採択に関する規定第14条」に定めております「この規定に定めるもののほか、採択について必要な事項は教育長が別に定めるものとする」この規定に従って、教育長が選定委員長に依頼したものであります。以上でございます。

教 育 長 よろしいですか。

香 川 委 員 はい。

教 育 長 そのほかに御質問等がございましたらお願いします。

水 野 委 員 請願事項2についてですが、公民的分野視点⑧につきましては、3月の臨時教育委員会会議でも詳しく説明してもらいました。先ほどの回答にもありましたが、公民的分野視点⑧につきましては、「補充的・発展的な教材」の数が十分であり、かつ、バランス良く配置されている特徴を有しているのが、日文、育鵬社であるということでもよろしいでしょうか。

多 幾 山 課 長 そのとおりでございます。

水 野 委 員 請願事項に対する回答は、先ほどの事務局の説明でよろしいかと思えます。それは、採択の基になる資料に誤記等があったことが一番の原因であると、私は思うからでございます。幸い、評価には影響しませんでしたので良かったと思うのですが、そうはいいまして多くの方々を困惑させたことは間違いあり

ません。既に改善策も示されていますので、今後このようなことが二度とないように、しっかりと調査・研究を確実に行っていただきたい。

教 育 長 そのほかにございませんか。

森 尾 委 員 長 全体を通しまして意見を言わせていただきますと、質問状に対する回答案につきましては、先ほどから水野委員さんからもありましたけれども、評価する場合の根拠ともいえる教科用図書の内容が、表題の数が十分であり、かつバランスよく配置されているという特徴を有しているかどうかということ踏まえて、一つ一つの質問に対しまして、質問に丁寧に説明をされていると思います。

しかしながら、採択の基となる資料に誤記等があったことが、疑惑を呼び、そして今日の質問状に対して回答していく状況に繋がってきている事実をしっかりと受け止めていただきまして、反省の上にとって、次回の採択に際しましてこのような質問状を受けることのないよう、そして、示されております改善策を確実に進めていくように、再度要望したいと思います。

教 育 長 そのほかにございませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、請願事項1, 2につきましては、ただいまのとおり請願者に回答することにしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よってそのように決めます。

次に、請願事項の3の請願内容について説明する機会を設けることについてはいかがいたしましょうか。御意見をお願いいたします。

船 尾 委 員 長 請願の趣旨及び理由は請願書に記載の文章で理解できますし、請願事項1と2についても、先ほど事務局から回答案の説明がありましたし、また、それについては今、対応について了承しましたので、私は改めて請願者からの説明を受ける必要はないと思います。以上です。

教 育 長 そのほかにはありませんか。

(なしの声)

教 育 長 ただいま船尾委員さんから、請願者からの説明を受ける必要はないとの発言がありました。それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、そのように決めます。

教議第30号 平成29年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について

教 育 長 次に、日程第4の教議第30号「平成29年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

多 幾 山 課 長 「平成29年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」御説明いたします。

15ページを御覧ください。

広島県教育委員会は、以前は年度ごとに「広島県公立学校教職員人事異動方針」を決定し、市町教育委員会に通知しておりましたが、3年前から変更があ

る場合に限り、通知を行うといった取扱いに変更されています。

来年度の県の方針につきましては今年度のものから変更がない旨の連絡を受けており、これまでの方針が適用されることとなります。

県の人事異動方針は変更がある場合のみ通知という形になっていますが、呉市教育委員会の方針につきましては、年度ごとの人事の状況や学校の実態を踏まえ、これまでどおり年度ごとに方針を策定していきたいと考えます。

16ページを御覧ください。

「平成29年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針」につきましては、標題を平成28年度から平成29年度に変えることを除き、昨年度からの変更はありません。

今年度もこの方針にしたがい、適正に人事事務を進めてまいります。県費負担教職員の人事異動に関して、市町の意向がより強く反映するように、県教育委員会と密接な連携を図り、より一層、計画的な人事異動を行ってまいります。説明は以上でございます。

教 育 長 ただいま事務局から「平成29年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」の説明がございましたが、これについて、御質問等がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 2番目の同一校あるいは、同一地域の相当期間にわたって在職するものについては、とありますが、その相当期間というのはどれくらいでしょうか。

多 幾 山 課 長 基本的には、県の人事異動方針の中では、具体的に6年以上10年未満のものは積極的に配置換えするとありますので、その考え方に立った在職の期間というふうに捕らえてまいりたいと考えております。

船 尾 委 員 わかりました。ありがとうございました。

教 育 長 そのほかに、御質問等がございましたらお願いします。

(なしの声)

教 育 長 それでは、御発言なしということで、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本件は原案どおり決めます。

報告第29号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第5の報告第29号「寄附受納について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

沖 本 課 長 資料7ページを御覧下さい。

この度、呉市立昭和北中学校PTA会長より昭和北中学校に対し、計651,000円相当の物品の寄附申し込みがあり、これを受納することとしました。

寄附の内訳は、「木製シューズボックス」6台です。1台のサイズは、7列6段42人用で、幅190cm、高さ160cm、奥行30cmとなっております。

資料中段にイメージ図を、下段にイメージ写真を添付しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。

- 教 育 長 ただいま事務局から「寄附受納について」の説明がございましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。
- 船 尾 委 員 2点ほどお願いしたいのですが、1点はPTA会長とあるのですが、これはPTAからの寄附ですか。個人からの寄附でしょうか。
- 沖 本 課 長 これは、PTAからという形での寄附です。総会の時に決まりまして、PTAの総意に基づきましてでございます。
- 船 尾 委 員 ありがとうございます。もう1点は素朴な疑問なのですが、こういった学校の備品等については、学校とか、呉市の予算の中で買われるものと普通は思うのですが、今回寄附を受けるということで、古くなったりしたときに、そういった普段の予算の中から買われるというのはできないのでしょうか。
- 沖 本 課 長 委員さんの御指摘のとおりでございます。昭和北中の場合は、PTAが廃品回収等の活動を行っており、その収益が見込まれるということがございまして、それを学校の教育活動であるとか、施設に還元したいというのがPTAの総意がございまして本来であればシューズボックス等備品は教育委員会の方で購入というのが、筋ではございますが、そういった経緯がございまして、寄附受納といった形で御相談をしながら、そういった活動の成果を形で子供達に還元したいという思いを受け取ってということです。
- 船 尾 委 員 わかりました。経緯が分かったのでよく理解できました。
- 教 育 長 そのほかにもございませんか。
- (なしの声)
- 教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。それでは、これより非公開の議題に入ります。

教議第31号 教育委員会事務点検・評価報告書（平成27年度事務事業対象）について

(15:56)

- 教 育 長 日程第6の教議第31号「教育委員会事務点検・評価報告書（平成27年度事務事業対象）」について」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 清 水 課 長 教議第31号「教育委員会事務点検・評価報告書（平成27年度事務事業対象）」について説明させていただきます。
- 本日は、前回からの変更点を説明させていただきますので、議案資料の1ページをお願いいたします。
- 変更点の説明に入ります前に、まず委員の皆様にお詫びと訂正のお願いをさせていただきます。
- 教育委員会事務点検・評価の対象事業は「教育委員会の権限に属する事務」となっており、昨年度の機構改革に伴い、市長部局に事務移管されました文化及びスポーツに関する事務は本事業の対象から外し、補助執行にかかる事務であります、「文化財及び社会教育に関する事務（図書館・美術館を含む）」は従来どおり対象とするという整理をしたところです。
- 今回の事務点検の対象課題としております表の5番の「生涯学習の推進」につきましましては、27年度から市長事務部局に事務移管をしておりましたので、本年

度から、本点検評価の対象から外すべきところでしたが、それを失念しておりましたので、お詫びして点検項目から削除させていただきたいと思っております。

次に、先日の臨時会からの変更箇所4点について御説明いたします。

1点目は学校施設課の対象課題でございます。議案資料の5ページ「中学校給食の実施」を御覧ください。

委員から、達成事項（成果）欄にある見え消しで書いてありますが、「保護者の弁当づくりの負担軽減による子育て支援に寄与」という項目につきまして、「女性の社会進出に寄与」という表現に変えた方が良いのではないかという御意見をいただきました。

達成事項の項目につきましては、行政報告で用いた表現ではありますが、委員からの意見に沿って表現の修正を検討するに当たり、担当課で再度達成事項について協議を行った結果、子育て支援や女性の社会進出に寄与した成果の精査が不十分であるため、達成事項欄に記載する内容になじまないという判断から「保護者の弁当づくりの負担軽減による子育て支援に寄与」の記述は削除する扱いとさせていただきたいと思っております。

2点目は学校教育課の対象課題でございます。7ページの「小中一貫教育の推進」を御覧ください。

委員から、課題に対する分析のなぜ課題を克服できないかの欄にある「モデル校の研究実践では、他の学校と実態が異なるため、担任を中心とした指導体制の研究が進みにくいため」という表現につきまして、モデル校の研究実践が他校ではできないと解釈される可能性があるとの意見がありました。

これを受けまして、具体的な実態を記載したほうが良いと判断し、見え消しではありますが「モデル校の研究実践では加配講師が措置されており3人体制であるため、他の学校と指導体制が異なる。これまでの研究成果を踏まえ、担任1人又は担任とALTとの指導体制で全校実施するための研究に着手した段階であるため」と改めました。

3点目は学校安全課の対象課題でございます。9ページの「特別支援教育の推進」を御覧ください。

委員から、課題欄でございます「発達障害のある児童生徒等に対応する教職員の指導力が十分でないこと」という部分につきまして、教職員の指導力が備わっていないと思われるような文言になっており、もう少し柔らかい表現にしてはどうかという御意見をいただきました。

これを受けまして、「発達障害のある児童生徒等への教職員の対応力をさらに磨く必要があること」と改めました。

4点目は同じく学校安全課の対象課題でございますが、11ページの「生徒指導の充実」を御覧ください。

委員から、平成27年度事業（取組）実績欄にある、3「呉市いじめ問題調査委員会」の開催（年1回）」というところに対しまして、開催回数が1回で良いのかという御意見をいただきましたが、この欄は生徒指導の充実を図るための取組実績を記載する趣旨であることから、重大事態の事実関係を明確にするための調査を目的とする「いじめ問題調査委員会」の記述は趣旨と合わないということで削除する扱いとさせていただければと考えております。

以上が前回の臨時会を受けての修正箇所となります。

その他の部分につきましては、臨時会からの報告書の修正はございません。委員からいただいた御意見も参考にしながら、今後とも引き続き取組の充実を図ってまいりたいと思います。

前回からの変更点について、議案資料を基に説明させていただきましたが、本日最終的に議決していただきます報告書は、別紙冊子にしております、教議第31号教育委員会事務点検・評価報告書（平成27年度事務事業対象）となりますのでよろしく願いいたします。

本報告書につきましては本日の定例会にお諮りし、御承認をいただいた後、9月市議会に提出、ホームページにて公表する予定としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

教 育 長 　　ただいま事務局から日程第6の教議第31号「「教育委員会事務点検・評価報告書（平成27年度事務事業対象）」について」の説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　　御異議なしということで、本件は原案どおり決します。

　　以上で定例会を閉会します。

（16：05）

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 中 村 弘 市)

(委 員 香 川 治 子)

(委 員 森 尾 敬 介)

(平成28年8月23日定例会)